預金口座へのマイナンバー提供に
ご協力をお願いします

平成３０年１月１日からすべての金融機関において、預金口座をマイナンバー（個人番号・法人番号等）により検索できる状態で管理することが義務づけられています。
しょくしんにおいても、マイナンバーの届出のご協力をお願いしています。（届出は任意です）

ご提供いただいたマイナンバーは番号法（※）で認められている目的以外には利用いたしません

（※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）

◆しょくしんでの利用目的は以下のとおりです◆

・出資配当金の支払いに関する法定調書の作成・提供事務
・非課税貯蓄（財形貯蓄・マル優等）の適用関連事務
・預金保険法に基づく名寄せ、税務調査や社会保障（制度）における資力調査等に関する事務
・預貯金口座への付番に関する事務

詳しくは下記までお問合わせください

神戸市職員信用組合　事務管理課　ＴＥＬ９８４－０５０２